

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について
担当課	保健予防課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1. 概要</p> <p>地方公共団体に対し、予防接種事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに保健情報システム（予防接種）を標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）の移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第7回管理運営会議承認済み）。</p> <p>また、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。（令和5年度第9回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月24日から令和5年11月24日まで</p> <p>イ 実施内容 保健予防課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和5年10月25日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにおいて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 なし</p> <p>(2) 第三者点検実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年11月22日から令和6年1月19日まで</p>

	<p>イ 受託業者 株式会社RSコネクト</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「区が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。</p> <p>※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料91-1及び資料91-2のとおり。</p> <p>※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料91-3のとおり。</p>
--	--

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価の報告）

保有課（担当課）	保健予防課
登録業務の名称	保健情報システム（予防接種）
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 予防接種事業対象者</p> <p>2 記録項目 接種情報等（詳細は、資料9 1 - 4のとおり）</p> <p>3 記録するコンピュータ 保健情報システム（予防接種）※ガバメントクラウド上に構築</p>
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	「標準化法」に基づき、予防接種業務を処理するシステムの標準化を行うため、標準準拠システムに基づく新たな保健情報システムをガバメントクラウド上に構築し、移行する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和5年度第9回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和6年5月～令和6年12月 移行期間 令和7年1月から 本稼働</p> <p>※特定個人情報保護評価（全項目評価）のスケジュールは以下のとおり 令和6年3月15日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 令和6年3月15日 パブリックコメントの結果公表</p>